

柏市営住宅あり方協議会 設置要綱

(名称)

第1条 本協議会の名称は、「柏市営住宅あり方協議会」（以下「協議会」という。）とする。

(目的)

第2条

協議会は、柏市における、経済、福祉及び不動産ストックなど様々な視点から、健全で合理的な今後の柏市営住宅のあり方の検討を行い、指針を示すことを目的とする。

(検討事項)

第3条 協議会は、第2条の目的を達成するため、次の事項について検討する。

- (1) 柏市営住宅の今後のあり方
- (2) その他、協議会の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第4条 協議会は、別表の協議会メンバーをもって組織する。

- 2 協議会に座長及び副座長を置き、委員による互選により定める。
- 3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときはその職務を代理する。

(招集等)

第5条 協議会は、座長が招集する。初回については、事務局が招集する。

- 2 座長は、必要があると認めるときは、メンバー以外の者を会議に出席させることができる。

(会議の公開)

第6条 会議は原則公開で行う。ただし、会議を公開することにより、当該会議の公正かつ円滑な運営に支障を及ぼすおそれがある場合は、非公開とすることができる。

- 2 会議の資料及び議事概要については、原則公開とする。
- 3 傍聴人の数は最大5名とする。

(事務局)

第7条 協議会の事務局は、柏市都市部住宅政策課に置く。

(守秘義務)

第8条 協議会のメンバー及びその他出席者は、討議により知り得た個人に関する情報又は法人その他の団体に関する情報などについては、この協議会等の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

2 前項の重要事実については、その公表があるまでの間、協議会等のメンバー及びその他出席者はその情報を開示してはならない。

(補則)

第9条 この要綱に変更の必要が生じたときは、協議会の了承を経て改正する。

2 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、座長が定める。

附則

この要綱は、令和5年11月1日に施行し、柏市営住宅あり方の指針公表日にその効力を失う。

(別表) 協議会名簿

職	区分
1号委員	学識経験者
2号委員	市民
3号委員	不動産事業者
4号委員	福祉事業者
5号委員	まちづくり団体
6号委員	行政